

京都の特性を活かしたクリエイティブ・コンテンツ産業の育成について

【担当省庁】内閣府、文部科学省、文化庁、経済産業省

京都府では、コンテンツ関連産業及びクリエイティブ人材が集積する京都の強みを活かし、コンテンツ産業の国際人材育成とクロスメディア展開により新産業の創出を担う「Creative KYOTO」の実現に向け、京都市と共同で「京都クロスメディア・コンテンツ産業特区」を申請したところであり、国において、以下の措置を講じていただきたい。

京都府・京都市共同提案

「京都クロスメディア・コンテンツ産業特区」の地域活性化総合特区への指定

- ◆ コンテンツ産業を主要な成長分野に位置づける国の成長戦略等に資する「京都クロスメディア・コンテンツ産業特区 (Creative KYOTO)」を地域活性化総合特区に指定していただきたい。

<提案の主な内容>

- 「KYOTO CMEX」の成果も踏まえた産業創出を図る「京都クロスメディア・クリエイティブセンター」の創設
 - ※ 「KYOTO CMEX」：毎年秋に開催し国内外から多くのクリエイターが集うクロスメディア・コンテンツの祭典
 - ※ 「京都クロスメディア・クリエイティブセンター」：常に国内外のクリエイターが集いメディア間を超えた創造的なコンテンツ制作拠点
- 教科用図書に対する著作権の特例を、新たに教育・学習用デジタルコンテンツの開発を行う際にも適用
 - ※ 著作権法では、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書に公表された著作物を掲載することができる。
- コンテンツ産業を支える人材育成のための基金造成への国の無利子（低利子）融資制度の創設

コンテンツ振興の助成制度の改善

- ◆ 国際的競争力を有するコンテンツの持続的な創出に必要な高度クリエイティブ人材の育成とコンテンツ制作にチャレンジする機会の拡大に対する助成は、全国から一団体を選定の上、同団体が一律の基準で支援する制度となっているが、**地域がその特性を活かした基準で地域内の事業推進が図れるよう改善**いただきたい。

京都府の現状・課題等

特区のねらい

コンテンツ産業は、アジア市場の拡大やIT・デジタル分野の技術革新により、大きな成長が期待できる産業

京都が先導し、各コンテンツ分野の連携により、新しい市場を構築するためクロスメディア展開を図り、我が国の優れた技術力や創作力等を成長産業に結びつけ、新産業を創出

京都のポテンシャル

- 京都は、太秦の映画撮影所、京都国際マンガミュージアム、映像学部やマンガ学部を設置する大学の集積、長い歴史に培われた技術の集積、IT、デジタル、印刷等の優れた技術を有するグローバル企業、関連産業が多く存在し、映画・映像、マンガ・アニメ、ゲームなどのコンテンツ産業分野で高いポテンシャルを有する。
- 現在、京都には、コンテンツ系の学部・学科を有する大学・専門学校に、4千人以上の学生が在籍

京都での展開

- 京都府内各地域の既存の集積を活かした特色ある拠点クラスターを形成し、有機的に連携することにより、特区事業を強力に展開

▶クロスメディアクラスター（太秦メディアパーク）

- ・撮影所を中心に映画関連産業の集積がある京都市太秦地区にクロスメディア展開による新産業創出を図る共同研究開発拠点として「クロスメディア・クリエイティブセンター（仮称）」を創設するとともに、共同事業の支援を行うリエゾン・オフィスを設置
- ・運用益活用型の公的基金制度（コンテンツ産業振興基金）を創設し、海外セールス用のパイロット版、プロトタイプ制作を集中的に支援
- ・先導事業として、電子教科書・教材など教育分野のデジタルコンテンツ制作や京都の最先端技術との連携によるビジネスモデル創出事業を実施

▶マンガクラスター

- ・京都国際マンガミュージアムを核とし、町家等を活用してクリエイター人材育成のためのインキュベーション施設を整備するなど、「マンガクラスター」を形成

▶ビジネス化クラスター

- ・京都リサーチパークの産業支援機能やけいはんな学研都市における最先端情報通信技術等を活用し、産産連携や産学公連携により、世界市場の獲得に向けたクロスメディア展開を指向した新産業を創出

- オール京都体制で、クリエイターの国際的交流や次世代のコンテンツ産業を支える人材育成等を推進するために、平成 21 年からコ・フェスタのオフィシャルイベントとして開催している「KYOTO CMEX」の継続開催
- 国際共同制作に対応できる常設・共同オープンセットを開設するとともに、府内ロケ撮影適地を指定して支援体制を整備することにより、国内外の撮影を誘致
- 京都市内から亀岡市、南丹市を対象エリアに、国内外のコンテンツ関連産業の集積促進地域を指定。企業立地を促進
- 府内外の関係企業やクリエイター、行政、大学、支援機関等による交流と事業推進のプラットフォームを設立

【特例措置等の提案】

- ・特区内でのデジタル・アーカイブ構築及び利用に限り、著作権のフェアユースの実現
- ・運用益活用型のコンテンツ振興基金造成への国の無利子(低利子)融資制度の創設
- ・クリエイター志望留学生在が特区内においてコンテンツ制作に従事する場合の就労要件緩和
- ・教科書に対する著作権の特例を特区内で制作・利用する電子教材にも拡大
- ・著作権者不明等の裁定制度について自治体への権限移譲(ワンストップ化、手続簡素化)
- ・常設オープンセットにおける建築基準法(仮設建築物)、火薬類取締法(消費量)の規制緩和

【京都府の担当部局】

商工労働観光部 ものづくり振興課 075-414-4852